

新潟空港北東アジア路線利用団体バス借上助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港発着のハバロフスク線、ウラジオストク線及びハルビン線（以下「北東アジア路線」という。）の利用促進・活性化を図るため、新潟空港を発着する北東アジア路線を利用する旅行団体が、新潟空港と出発地若しくは目的地との間を移動するため、バス等を借り上げる費用の一部を助成する。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、日本国内に事業所が所在する、新潟空港北東アジア路線利用の旅行商品を取り扱う旅行会社とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金申請日以降に旅行会社が募集又は受注するもので、次のいずれの条件も満たす旅行のための新潟空港へのバス等を借り上げる費用の一部を助成する。

- (1) 旅行団体の人数が10名以上（添乗員等を除く。）であること。
- (2) 新潟空港から概ね70km以遠、400km以内の地域から新潟空港を発着する北東アジア路線を利用すること。
- (3) 各年度の4月1日から翌年3月31日までに新潟空港を利用する旅行であること。
- (4) バス等を借り上げる費用について、本事業のほか、空整協又はその他の団体等が実施する助成事業（以下「他の助成事業」という。）を利用していないこと。なお、本事業への申請者と他の助成事業への申請者が異なる場合であっても、同一の旅行に係る申請である場合は、他の助成事業を利用しているものとみなす。

(交付額)

第4条 助成金の交付額は、バス等の借上費用の2分の1以内の額とし、1台につき15万円を上限とする。

- 2 バス等の借上台数は4台までとする。
- 3 旅行代金には、助成額（バスの借上げ代金の2分の1相当額）を含めないこととし、利用者の負担軽減を図ること。
- 4 会長は予算の範囲内で助成金を交付するものとし、予算額を超過する申請があった場合は交付額の調整を行うことができる。

(交付の条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(4) その他会長が必要と認める事項。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）を会長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各助成対象者について当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない助成対象者については、この限りではない。

(事業内容の変更)

第7条 第5条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記第2号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認をする時、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条の(1)に規定する軽微な変更は、助成金の増額を伴わない20%以内の助成金変更とする。

(事業の中止)

第9条 事業を中止するときは、その理由を記載した交付申請取下書（別記第3号様式）を速やかに会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金請求)

第10条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書兼助成金請求書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書兼助成金請求書を提出するに当たって当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書兼助成金請求書を提出した後において、消費税等の申告により助成金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した助成対象者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、会長の納入通知書を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該助成金の額の確定の日の翌年5月31日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書兼助成金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は前項の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(概算払請求)

第12条 会長は、助成対象者から前条に規定する場合以外で助成金の概算払請求書（別記第6号様式）の提出があった場合、その内容を審査し、やむを得ないと認めた場合は概算払いをすることができる。

(交付決定の取消)

第13条 会長は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業が中止されたとき。
- (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 第3条に規定する助成対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (5) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。